

中部大学スキューバダイビングサークル規約

制定 2018（平成 30）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学スキューバダイビングサークル」（以下本サークル）と称する。

（目的）

第 2 条 本サークルは、会員相互の親睦を図り、ダイビングを通してその地域の自然を肌で感じ魅力を発信することで社会に貢献します。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

（活動内容）

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) サークルダイビングツアー及びダイビングライセンス取得ツアー
- (2) メンバー交流会
- (3) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本サークルは、中部大学の学生を構成員として組織する。

（役員）

第 6 条 本サークルには、次の役員を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

部長 1 名
副部長 2 名
会計 1 名
広報 1 名
監査 1 名

（選任方法）

第 7 条 第 6 条に定めるサークル代表は、サークルメンバーの 4 分の 3 以上の賛成をもって、サークルメンバーの中から決定する。

2 第 6 条に定めるサークル代表以外の役員は、サークルメンバーの中から、サークル代表者が指名し、本人の就任承諾及びサークルメンバーの 3 分の 1 以上の賛成をもって、決定する。

3 第6条に定める役員が欠けた時は、サークル代表が兼務する。なお、サークル代表が欠けた時は、新たなサークル代表が決まるまでの間、サークル副代表がその任務を行う。

(役割)

第8条 サークル代表は、本サークルを代表し、本サークルの活動を統括する。

2 サークル副代表は、サークル代表を補佐し、サークル代表が欠けた時は、サークル代表に代わって、本サークルを代表し、本サークルの活動を統括する。

3 会計係は、本サークルの活動で生じた金銭等の財産を管理する。

4 監査役は、本サークルの活動及び会計を監査し、不適切なことを発見した時は、サークル代表及びサークル副代表に報告する義務を負う。

(活動年度)

第9条 本サークルの活動年度は、毎年4月1日～3月31日とする。

(顧問)

第10条 本サークルに顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

(会計)

第11条 部費は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。サークル費は活動内容に応じて1年に1度徴収するものとする。

第12条 会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

(入部及び退部)

第13条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、会則や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第14条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第15条 第14条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第16条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第17条 本サークルの構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最前の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先とする。

(罰則等)

第 11 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 11 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第 19 条 本サークルは、規約以外の規則をさだめることができる。

附則

本規約は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。